

相馬市復興推進計画

平成 26 年 12 月 18 日

福島県相馬市

1. 計画の区域

相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、死者 458 名、地震・津波による住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など、人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、震災以降、製造品出荷額等が 5,139 百万円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市のみならず相双地方の物流拠点であった相馬港の施設が津波により甚大な被害をうけ、さらに道路・JR は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、相馬地方から首都圏へのアクセスが断たれたことで、物流機能が低下し、地域経済に大きな支障が生じている。

このような中、本市では、平成 26 年 4 月に改定した「相馬市復興計画 Version. 2.1」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上等を図り、地域経済を活性化することを目的として、「相馬中核工業団地への企業誘致」の推進を掲げている。

これを受け、本事業を実施することにより、本市の産業の中核である輸送用機械器具製造業を担う事業者の、相馬中核工業団地での新生産拠点設置に向けた設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである輸送用機械器具製造業において、雇用機会の促進、地域経済の活性化を図るため、立地企業の生産施設強化に向けた設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社 I H I（以下「対象事業者」という。）が、本市大野台において、航空機エンジン生産設備の整備を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の輸送用機械器具製造業は、市内の製造業の従業員数において第1位、年間出荷額において第1位の地位を占めている本市の中核的な産業である。その中でも、対象事業者における航空機エンジン生産のための設備投資は、本市における輸送用機械器具製造業の従業員数の約90%を占める中核的な企業が実施するものである。また、設備投資の規模としても、市内企業における平均額を大きく上回るものである。

したがって、輸送用機械器具製造業の中核となる対象事業者が行う航空機エンジン生産のための設備投資による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「産業の中核を担う事業者の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために、必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

航空機エンジン生産設備の整備を行う対象事業者は、本市における輸送用機械器具製造業における代表的な事業者であり、その売上高及び従業員数は当市に事業所を有する輸送用機械器具製造業の事業者の中でもトップを誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議会を行った。